

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全凶書類の指定……………
- …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…
- 特定計量器定期検査の実施 (十件)……………
- …(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)…
- 都市計画事業の認可……………
- …(都市整備局都市基盤部調整課)…
- 防災街区整備事業組合の設立認可……………
- …(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …(同)…
- 都道の区域変更……………
- …(建設局道路管理部路政課)…
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………
- …(建設局公園緑地部公園課)…
- 土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………
- …(都市整備局市街地整備部管理課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………
- …(環境局総務部環境政策課)…
- 水道料金の減免措置の期間の延長……………
- …(水道局)…

告示

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
 ……(下水道局)…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
 ……(同)…

東京都告示第五百九十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和五年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

凶書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三四四	雑誌	B A M B O O C O M I C S 「Q p a c o l l e c t i o n」 淫魔くんデリバリ 五七六一一九三 株式会社竹書房	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

東京都告示第五百九十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 大島町、利島村、新島村及び神津島村
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が三百キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和五年五月十五日から同月十九日まで

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関の名称

東京都告示第五百九十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 檜原村
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年五月二十九日及び同月三十日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第五百九十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 瑞穂町
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
三 検査期日 令和五年五月二十二日から同月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区

新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称
検査機関

●東京都告示第五百九十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 奥多摩町
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
三 検査期日 令和五年五月二十五日から同月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称
検査機関

●東京都告示第五百九十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 日の出町
二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
三 検査期日 令和五年六月一日から同月六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第五百九十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 羽村市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年六月一日から同月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第五百九十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 青梅市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年六月一日から同月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 あきる野市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年六月七日から同月二十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第六百一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 三鷹市、町田市、日野市及び多摩市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年六月十二日から同年七月十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百二二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年四月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町及び奥多摩町

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和五年六月一日から同年七月十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小金井都市計画ごみ処理場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 小金井市

二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画ごみ処理場事業第一号 小金井市資源物処理施設

三 事業施行期間 令和五年四月十四日から令和七年三月二十一日まで

四 事業地 収用の部分

小金井市貫井北町一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第六百四号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十六条第一項の規定に基づき東向島二丁目二十二番地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

東向島二丁目二十二番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和五年四月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

墨田区東向島二丁目地内

四 事務所の所在地

港区芝浦三丁目九番一号

五 設立認可の年月日

令和五年四月十四日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは、官報などに掲載してこれを行う。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

令和五年五月十三日

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和五年五月十三日

●東京都告示第六百五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十四日

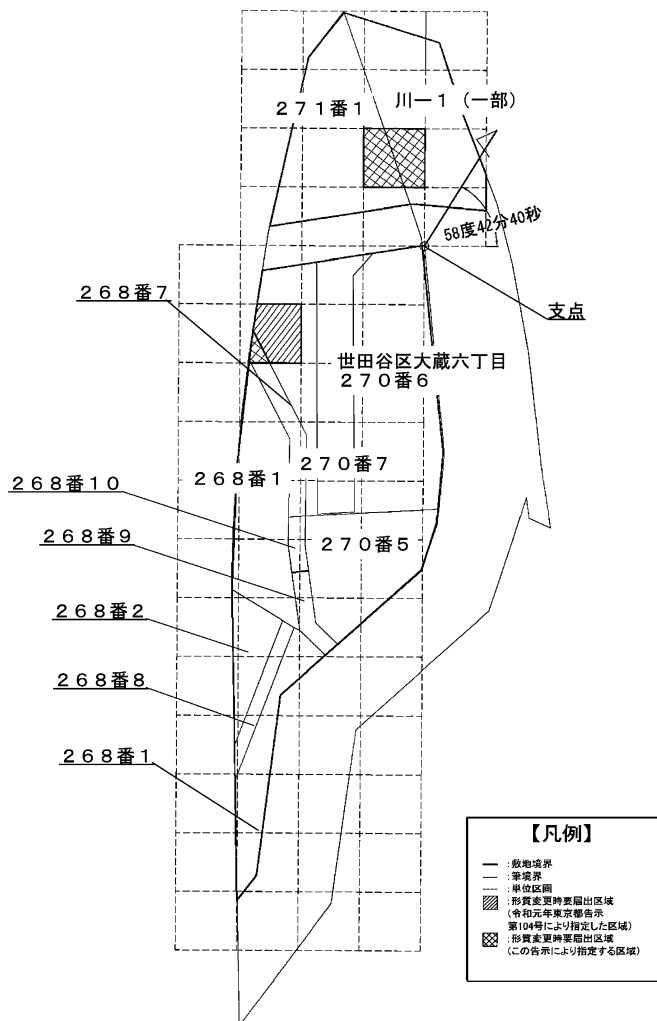
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区大蔵六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
支点は、世田谷区大蔵六丁目270番6の最北端とする。

【格子の回転角度（58度42分40秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十四日

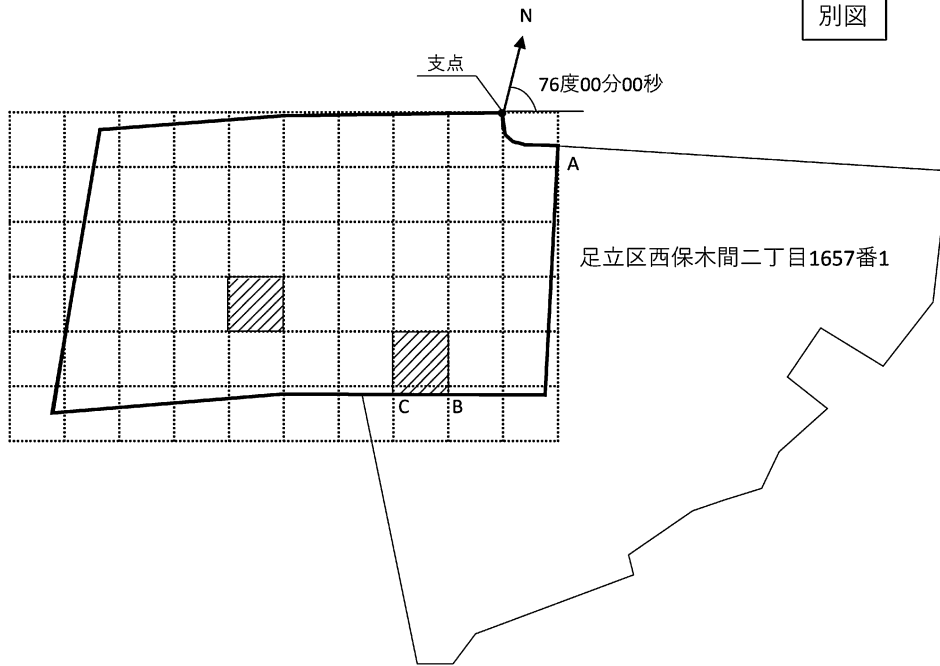
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西保木間二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 指定を解除する区域

支点

支点は、東京都足立区西保木間二丁目1657番1の最北端とする。

格子の回転角度（76度00分00秒）

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

境界点座標

A (X: -22,193.212 Y: -3,138.079)

B (X: -22,237.727 Y: -3,147.584)

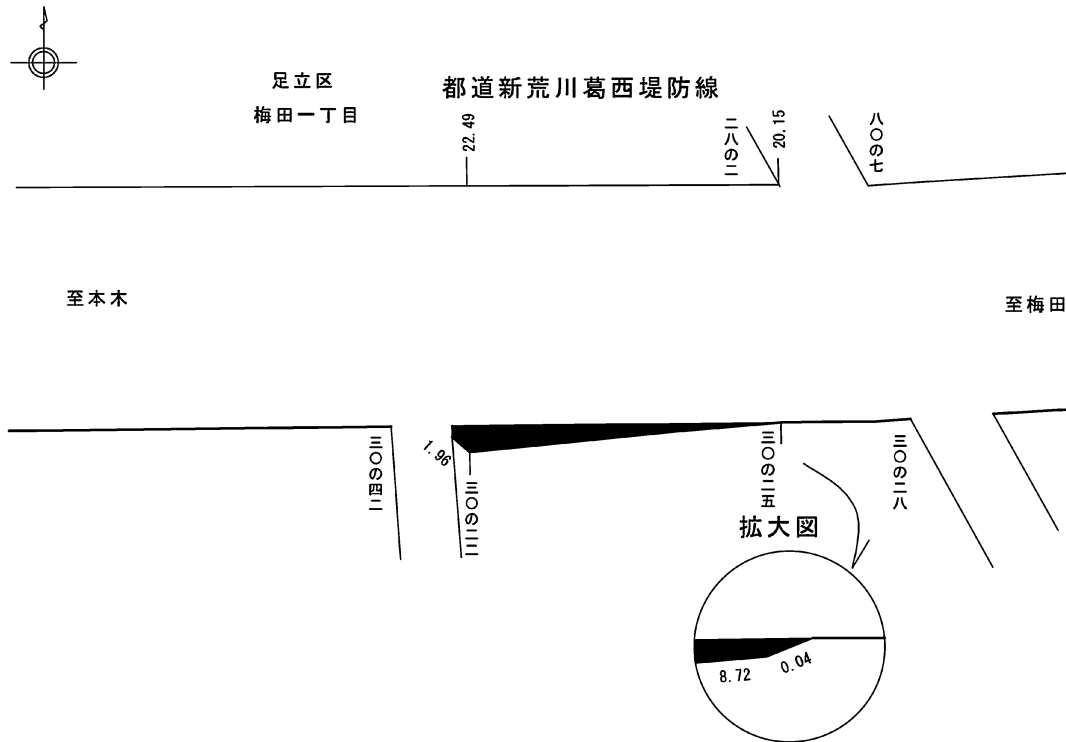
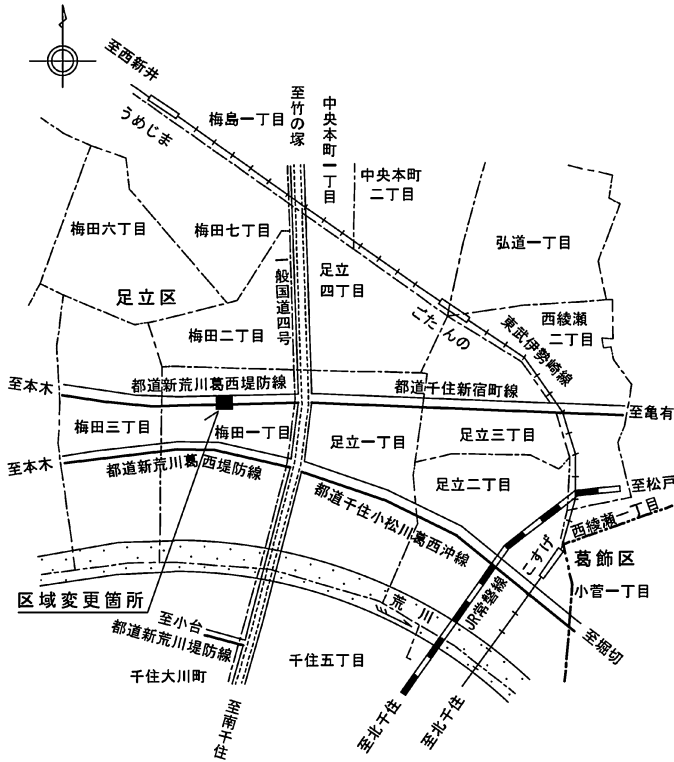
C (X: -22,239.952 Y: -3,157.334)

境界点座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成された。

別図

都道新荒川葛西堤防線区域変更略図
足立区梅田一丁目地内

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長
 面積
 二七・九八メートル
 三一・〇四平方メートル



●東京都告示第六百七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月十四日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年四月十四日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 新荒川葛西堤防
- 二 変更の区間 足立区梅田一丁目三十番二十二地先から同所同番二十五地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第六百八号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第一百七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年四月十四日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

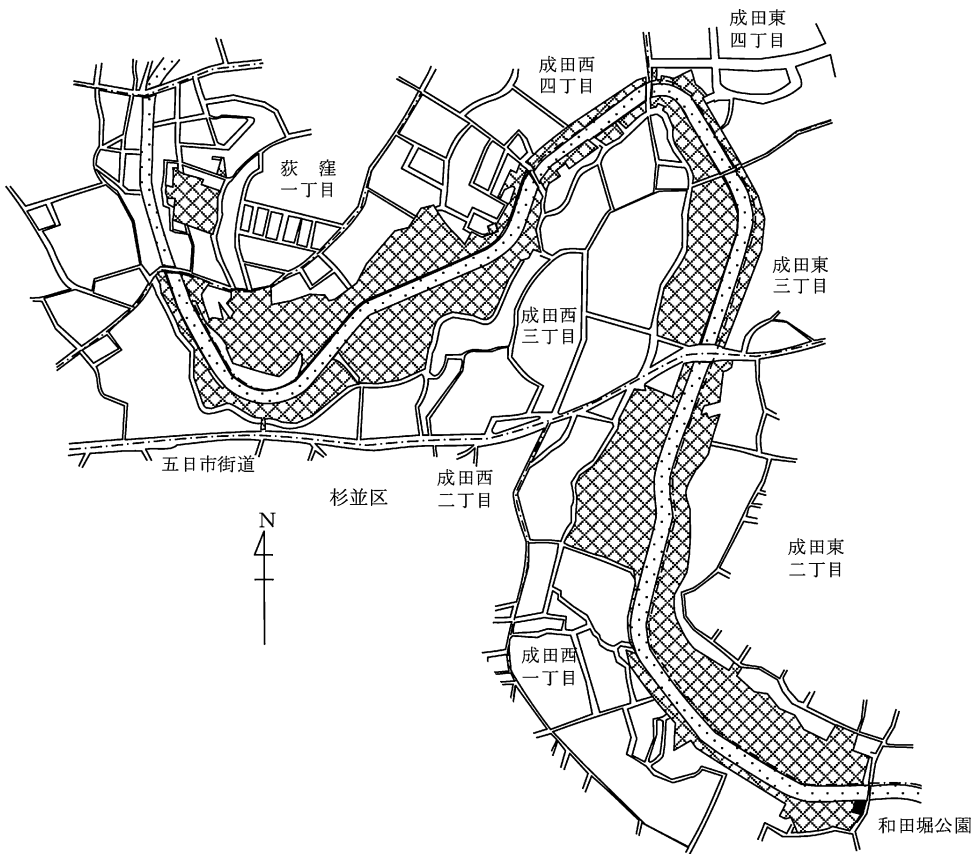
東京都立善福寺川緑地 別図のとおり 令和五年四月十五日

別図

東京都立善福寺川緑地 区域変更略図

変更箇所 杉並区成田西一丁目

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
■	一八〇・八八九・四二	■	三三〇・六五	一八一・二二〇・〇七
	平方メートル		平方メートル	平方メートル



公 告

土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十八条第一項の規定による東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員の選挙期日を、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定により、令和五年七月二十三日と定めた。

なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 令和五年五月十九日から同年六月一日まで(日曜日及び土曜日を含む。)

二 縦覧場所 足立区六町三丁目四番三十六号

東京都第一市街地整備事務所六町地区整備事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、目黒清掃工場建替事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和五年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明
千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称
目黒清掃工場建替事業

三 工事着手の年月日
平成二十九年九月二十五日

四 工事完了の年月日
令和五年三月十五日

五 届出日
令和五年三月三十日

水道料金の減免措置の期間の延長について

令和四年四月十四日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置の期間の延長について」における東日本大震災による避難者の水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の期間を延長するので公告する。

令和五年四月十四日

東京都水道局長 西山 智之

一 延長前の減免措置の期間
平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から令和五年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間
平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から令和六年三月三十一日の属する月分まで

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和五年四月十四日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 令和五年二月一日
指定番号 五五六四
商号又は名称 株式会社 アクアブ ラミング
新事業所所在地 立川市高松町二丁目九番四号 ト
旧事業所所在地 立川市高松町二丁目九番四号 ト

同日 〇二〇一
須賀工業株式会社 一丁目二十番十号
株式会社 東京支店 六番二十号
株式会社 ユーズフ アクトリ 東久留米市 滝山一丁目七番三十一号

同日 五五三六
株式会社 東久留米市 東久留米市 前沢三丁目十一番三十一号

令和五年二月三日
三三六五
有田株式会社 江東区辰巳三丁目十九番六号
イズ 一

同日 四六一一
有田株式会社 豊島区池袋二丁目二十番一丁目二

同日 一三〇五
有田株式会社 大田区中馬込二丁目二

同日 一三〇五
有田株式会社 大田区中馬込二丁目二

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	令和五年二月二日	指定番号	四六八三	商号又は名称	丸和佐藤工業	新代表者名	佐藤 福子	旧代表者名	佐藤 和幸
受理年月日	同月十日	指定番号	三九五九	商号又は名称	有限会社 薩南温調	新代表者名	松枝 幸子	旧代表者名	藤川 忠巳

東京都市指定排水設備工事事業者の指定について
 東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和五年四月十四日
 東京都下水道局長 佐々木 健

一 指定した事業者

指定番号	五八六八	商号又は名称	SHOJ UN株式	代表者	井田 浩嗣	事業所所在地	世田谷区大原一丁目三十五番二十号
指定番号	五八六九	商号又は名称	室塚住建会社	代表者	室塚 道	事業所所在地	町田市野津田町千四

指定年月日	令和五年三月八日	指定番号	五八七〇	商号又は名称	株式会社 西設	代表者	西座 丘人	事業所所在地	品川区豊町四丁目十九番八-105号
指定年月日	令和五年三月八日	指定番号	五八七一	商号又は名称	三陽工業	代表者	真保 裕	事業所所在地	杉並区井草二丁目三十二番十五号
指定年月日	令和五年三月八日	指定番号	五八七二	商号又は名称	株式会社 田中設備	代表者	中嶋亜希子	事業所所在地	江戸川区平井四丁目三十番六号
指定年月日	令和五年三月八日	指定番号	五八七三	商号又は名称	株式会社 中央水道	代表者	柳生江身子	事業所所在地	中野区中央四丁目一番六号 新中野ビル二〇六B号室

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

